

木更津港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成23年7月

木更津港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成22年1月千葉県地方港湾審議会
- ・平成22年3月交通政策審議会第37回港湾分科会

の議を経た木更津港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 土地造成及び土地利用計画	2

変更理由

埠頭の利用形態の変化に伴い、木更津南部地区において土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用を次のとおり計画する。

単位:ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑地	公共 用地	合計
木更津 南部地区	(31) 31	(33) 33	(22 0) 220	87	(13) 40	(12) 12	(20) 20	(32 9) 443

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：今回の変更に係る地区のみ記述した。

既定計画

単位:ha

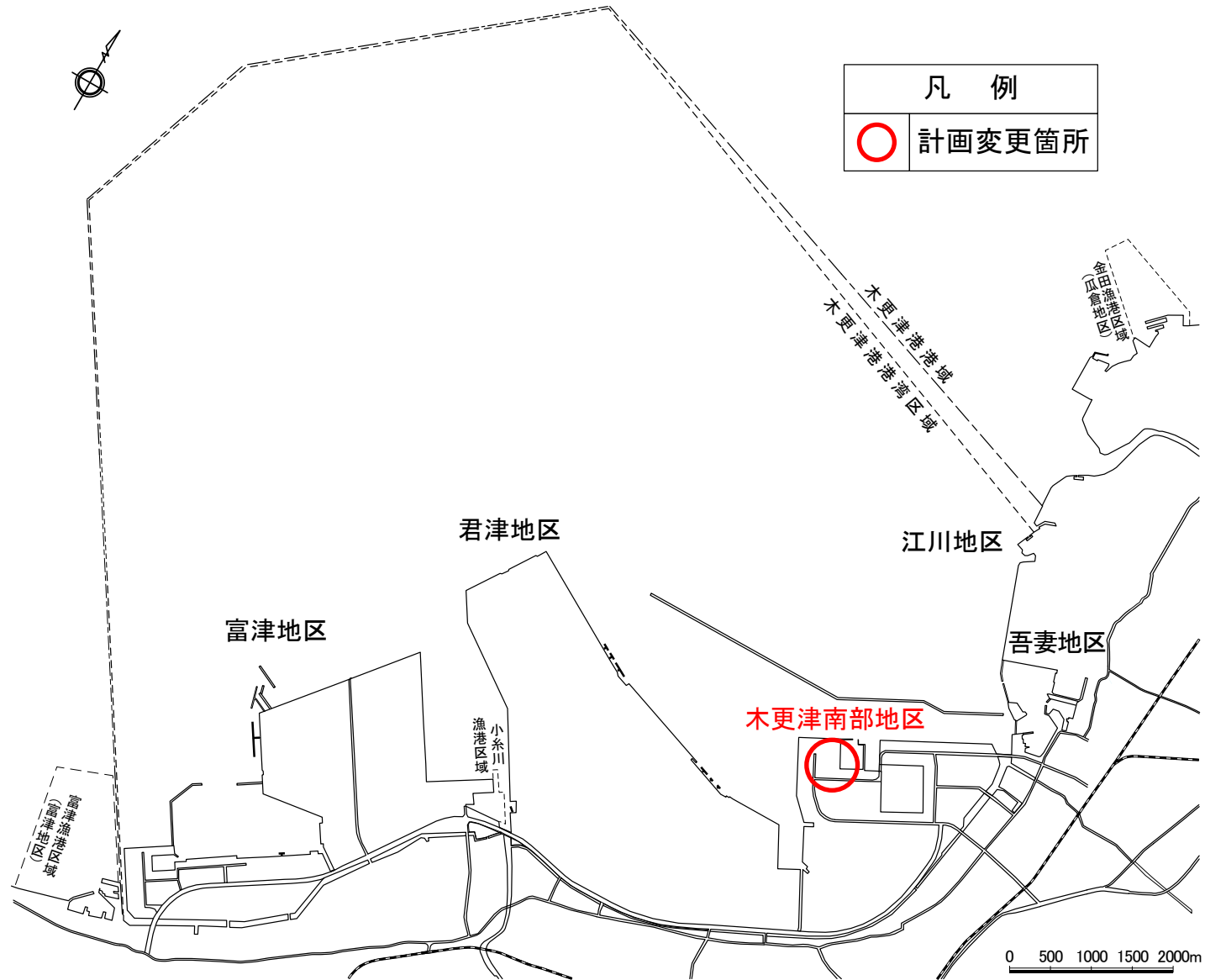
用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑地	公共 用地	合計
木更津 南部地区	(29) 29	(36) 36	(22 0) 220	87	(13) 40	(12) 12	(20) 20	(32 9) 443

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

木更津港港湾計画位置図



木更津港港湾計画図(木更津南部地区)

